

医師の働き方改革に係る取組みについて

2023/7/24

いわき市医療センター 事務局総務課

制度の概要（時間外労働の規制）

➤ 労働基準法の改正により、医師に対する時間外労働の上限規制がR6.4から適用される。

● A水準

- 原則として、**年間960時間以下**（月平均80時間）

● 特例水準（B・C水準）

- 救急患者の受入れなど、地域の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（B水準）や、臨床研修医など一定期間集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）。
- 都道府県から、「特例水準対象医療機関」の指定を受ける。
- **年間1,860時間以下**（月平均155時間）
- 健康確保措置として、連続勤務時間制限や勤務間インターバルの遵守、面接指導の実施（月100時間以上となる場合）が義務。

当センターの時間外労働の現状

- 医師全体の平均の時間外労働時間は、**月41時間、年492時間**（宿日直を除く、R4年度実績）であり、「A水準」の範囲内。
- 一方、**一部の診療科（※）**では、専門医の数が少なく厳しい人員体制の中にあっても、3次救急医療や周産期母子医療など、地域の中核病院としての役割を果たしていく必要があることから、**年間960時間を超える時間外労働を行なっている医師がいるのが実状。**

（※）救命救急センター、産婦人科、未熟児・新生児科 など

課題

常勤医の不足

- 特に時間外労働が上限（年960時間）を超える診療科は、早急に専門医を増員し、労働時間の縮減を図る必要があるものの、**なかなか増員とならない**状況。

派遣打切りのおそれ

- 診療応援医師の派遣元である大学医局（大学病院）等でも、勤務医の労働時間が制約。
- 今後、時間外労働の上限規制を理由とした、**大学医局等からの派遣打切り等が生じるおそれ**もある。

1,860時間超の医師

- 一部の診療科では、時間外労働が**年1,860時間を超える医師**がいる。
- 上限規制が適用される令和6年4月までに、労働時間の縮減を図る必要がある。

課題解決に向けたこれまでの取り組み

① 診療応援医師の確保

- 救命救急センターなど、常勤医師が少ない診療科で、休日や夜間の診療業務に係る負担軽減を図るため、大学医局等からの診療応援医師の派遣を受けている。

② 宿日直許可の取得

- 救命救急センター、救急外来、心臓血管外科、麻酔科における宿日直許可を取得（R5.1～R5.3）。

当センター医師の
時間外労働時間の縮減

R6.4以降も引続き、大学等
が医師を派遣しやすい環境

課題解決に向けたこれまでの取り組み

③ タスクシフトの推進

- 医師の負担軽減を図るため、医師でなくても対応できる業務がある場合は、**タスクシフトを推進**。

(例) パソコン入力や各種資料・診断書等の作成を補助する「医師事務作業補助員」を配置 (R5.4 : 35名) 。

④ 県から特例水準の指定を受けるための取り組み

- 現在、**医師労働時間短縮計画(R6~R8)**を作成し、勤務環境評価センターでの評価を受審中。
- 長時間の時間外労働を強いられる診療科の勤務体制について、**現場の医師と協議**。健康面に配慮した勤務シフトの組み方などの検討を行なっている。

今後の取組み

- 市長や病院事業管理者等による大学医局等への働きかけなど、医師招聘に向けた取組みを継続。
- R6.4に向け、今年度中に県から、特例水準対象医療機関の指定を受けるため、所要の手続きを進める。
- 宿日直許可について、派遣元（大学医局等）からの要請を受け、今年度中に、産婦人科や未熟児・新生児科なども許可を取得する予定。
- 長時間の時間外労働を強いられる診療科の勤務体制の見直しに向け、現場の医師や医療スタッフとの協議を継続。



ありがとうございました！
<https://iwaki-city-medical-center.jp/>